

本件事故当時、郡山市に住んでいた申立人ら（大人2名。うち1名は、甲状腺の疾患歴有り）が、避難費用（生活費増加費用を含む）及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記の期間に対する下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばず、下記期間後に生じた損害に関する申立人らの損害賠償請求権は消滅しないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 (1)避難費用  
(2)生活費の増加費用  
(3)精神的損害

期 間 損害項目(1)(2)につき  
平成23年3月11日から平成23年8月31日まで  
同(3)につき本件事故発生当初の時期

### 第2 和解金額

#### 1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1項記載の損害及び項目についての和解金として金106万8851円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1)避難費用 71万5161円  
(2)生活費の増加費用 29万3690円  
(3)精神的損害 6万0000円

#### 2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1項記載の損害及び項目についての和解金として金6万円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1)避難費用 0円（申立人X1分に含む）  
(2)生活費の増加費用 0円（申立人X1分に含む）  
(3)精神的損害 6万円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、申立人らと被申立人との間には、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解契約書に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月22日

（仲介委員 島田一彦）